

第四十三回国会 運輸委員會 議 録 第二十八号

昭和三十八年五月三十一日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 木村 俊夫君

理事鈴木 仙八君 理事高橋清一郎君

理事細田 吉藏君 理事山田 彌一郎君

理事井手 以誠君 理事久保 三郎君

理事肥田 次郎君

有田 喜一君 有馬 英治君

尾関 義一君 川野 芳滿君

簡牛 九天君 壽原 正一君

砂原 格君 關谷 勝利君

福家 俊一君 加藤 勘十君

勝澤 芳雄君 下平 正一君

田中織之進君 松原喜之次君

矢尾喜三郎君 春日 一幸君

出席國務大臣

運輸 大臣 綾部健太郎君

出席政府委員

運輸政務次官 大石 武一君

運輸事務官 廣瀬 眞一君

(大臣官房長)

運輸事務官 辻 章男君

(海運局長)

運輸技官 比田 正君

(港務局長)

委員外の出席者

自治事務官 茨木 広君

(財政局財政課長)

専門員 小西 真一君

五月三十一日

委員内海清君辞任につき、その補欠として春日一幸君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員春日一幸君辞任につき、その補欠として内海清君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

港城法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)(参議院送付)

港灣整備促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)(参議院送付)

○木村委員長 これより會議を開きます。
内閣提出港城法の一部を改正する法律案を議題として審査を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。久保三郎君。
○久保委員 港城法の一部改正に関連して一つだけお尋ねするわけでありますが、港城いわゆる港の区域でありまして、これは年々変化のあることは事実であります。言うなれば、今回までのこの改正は、変化に応じての港城の拡張なり分割ということが主であったと思うのです。こまかくいろいろな点を見ますと、従来の港城に含まれていない地域において、逆に港城としてそれを拘束する必要のないものが相当あると思ひます。これは一つの例であります。私が、私どもの住んでおります茨城に土浦港というのがあります。その土浦港の陸寄りと言つては語弊がありますが、川口、これも港城に入っている

のであります。ここしばらくの間、いわゆる土浦港の機能あるいは輸送の実態からの変化、そういうことからいって、実は川口というか堀り割りみたいな場所は、自然に、港城としての港としての機能は全然喪失しているわけですから、そこで、言うならばこれは市街地のどまん中にありますので、こういうものをそのまま放置することは、公共的な立場からいへば、思われる面がある。ついでには、一つの例であります。そういう港城法の改定にあつた、こういう問題について検討されているのかどうか、具体的に土浦港についてはどういふような措置がとられているのか、お答えをいただきたい。

○辻政府委員 実は港城法により港城の決定につきましては、地元の関係都道府県その他の意見を参照いたしまして、港城の改定を行なつておる次第でございます。いま御質問がございました土浦港につきましては、地元のほうからの要請もございまして、それで、実は私どものほうでも取り上げなかつたのでございしますが、さつき地元の関係の向きとも連絡をとりまして、よく検討いたしたい、かように考へております。

○久保委員 地元のほうから連絡がなければ全然取り上げない仕組みになつておるのでございしますか。お宅のほうで、いわゆる港城を設定する場合、港城の実態について調査をされているかどうかと思ひますが、実は港城法自体がどこで扱うのか、地方の自治体などではわからないところが多いのじゃないですか、六大都市で所管する以外はそういうもの自体にも問題があるので、これはわれわれが委員長を初め当該地を視察したときには、地元の市長から正式な、口頭であります、こういう実態がある、これは廃止してくれ、その手続はとりなさいというところは、委員長からお話があつたと思うのであります。そういうものが全然あなたのほうにない。当時おそろく海運局所管の局内のどなたもお見えにならなかつたと思ひますが、当時港灣局長は同席されたと思ひます。こういうものはどうもいつまでもやつておいて、あたかも収めなどの住みかにして、貴重な土地をそのままにしておくというのはどうかと思ひます。港城を改定する場合には、当然こういうものも整理する、という立場が必要ではないかと思ひます。

○辻政府委員 御趣旨のとおりでございます。ただいま具体的な土浦港につきましてはさつき調査いたしましたので、次の機会に必要な改正を行ないたいと思ひます。
○木村委員長 ほかに御質疑はありますか。——ほかにないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○木村委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もございませぬので、これより直ちに採決いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○木村委員長 御異議なしと認め、これより港城法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○木村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、ただいま可決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○木村委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木村委員長 次に、港灣整備促進法の一部を改正する法律案を議題として審査を行います。
質疑の通告がありますので、これを許します。久保三郎君。
○久保委員 港灣整備五カ年計画について二、三お尋ねするわけでありますが、五カ年計画は、御案内のとおり、前半四十年までの目標として、港灣取り扱いの貨物量を六億二千三百万トン、こういうふうにご予想して計画を立てられたと聞いておるわけですが、そこで、現実の港灣における取り扱い貨物の量

はこの予想を上回って、実は四十年を待たずしておそく三十九年には六億五千五百万トンになる、こういうふうな推定をされ、先般議決されました三十八年度予算についても、実は予算要求の段階でこの五カ年計画を一年繰り上げて三十九年度完成ということと要求されたようでありますが、実際の予算の決定にあたりましてはそういうふうには参らなかつた、こういうのが実態だと思ふのです。そこで二千三百三十億に対する総額に對しての割合からいけば、三十八年度予算をもつてしても大体五五%、こういうことになりまして、三十九年度において残りの四五%を完成するというには非常に無理があるかと思ふのです。ついては、この予算の決定にあたりまして、こういう五五%の進捗率で、港灣における取り扱ひの貨物量が当初の見込みよりさらに再びダウンしてきた、こういうことからこういう予算ができたのかどうか、あるいはそうでなくて、先ほど申し述べたように、三十九年度当初の計画より以上に上回るといふような推定をされているのかどうか、この点はいかがですか。

○比田政府委員 ただいまお話しになりました港灣整備五カ年計画は、御指摘のとおり五カ年間で昭和三十六年から四十年までにおきまして二千三百三十億という内容になっておりますが、これは過去の予算の額を見てみますと、昭和三十六年度では三百四十四億、三十七年度では四百十四億、三十八年度では五百十五億というようになっております、ただいま御指摘がありましたように、このままで推移いたしますと、もしもことしの三十七年

から三十八年度に予算が伸びましたよな比率で伸びますと、三十九年には約六百四十億くらいに増額いたします。全体のワケからいいますと、ものゝまじきと、残りは四百億強になります。したがって三十九年よりも四十年のほうが少ないという妙な格好になりますので、ただいま三十九年度から新たに五カ年を策定いたしましたして、四十三年度での新五カ年計画の改定を作業中でございます。その節には、いまま御指摘がありましたように、ある港では四十年の目標はほとんどすれすれになった港も二、三あるようなわけでございますから、そういうところは特に将来の見通しを立てまして、重点的に整備強化をいたしたいといふような作業をただいまやっております。段階でございます。

○久保委員 そうしますと、三十七年の二月に閣議決定された港灣整備五カ年計画は、五カ年計画の終了を待たずして改定していく、こういう作業をするわけですか。

○比田政府委員 他の部門におきましても、たとえば道路等のごときも同じような問題に当面いたしておりますが、港灣の事業も非常に貨物の増加が著しいという見通しがありますので、終了を待たずして改定の五カ年計画にいたしたいということに事務局は考えております。

○久保委員 そうしますと、その作業を詰めて閣議決定というか修正というか知りませんが、そういうのを持ち込むのには、大体いつごろまでにやりますか。

○比田政府委員 三十九年度の予算要求時期までには整備したい、改定

案を固めたいといふふうに考えておりますから、三十九年度の予算の要求は運輸省から出しますのは九月でございますので、それまでにしたいと考えております。

○久保委員 この港灣整備五カ年計画の当初、緊急整備措置法でありますか、その審議の際に私からだめを押しておいたのです。実は高度成長計画によりまして、十カ年後におけるところの取り扱ひ量を想定すれば、少なくともこの所得倍増計画には五千五百億を要する。しかもその前半を二千五百五十億ということでこの五カ年計画を策定したのですね。そうですね。だから二千五百五十億では前半の半分にも足らない。むしろ今日社会資本といふか公共資本といふか、そういうものの不足が問題になっておる。これに一般の資本が追いつくためには、前半にもっと力点を置くべきである。よつてこのいわゆる前半の計画自体には、相当これは問題がある。しかしこれで間に合ふのだという当局の答弁も、もつとも当時あなたは局長でなかつたが、そういう答弁を運輸省当局はしておるわけですか。こういう点は少なくとも道路においてもそうかもしれませんが、われわれ道路のことをよく知りますが、少なうとも港灣整備自体は、その直後においてもゆがみの問題が出てきた、こういうことでありますから、改定計画を作業される場合には、もう少し的確な計画を立てて責任を持ってやるべきだと思ふのです。これは詳細にはわかりませんが、聞くところによれば、今までの五カ年計画にしても、やや総花的におちいる傾向が多いと思ふ。それであつては、これは当然のご

とく、どこかに大きな支障が出てくるわけです。いまあなたの答弁のように、すでに四十年すれすれまでいっているところもあるけれども、まだそこまできいかぬところもある。こういうのをしさいに検討して改定すべきだと思ふ。そういう用意がありますか。

○比田政府委員 冒頭に先生がおっしゃいました二千三百三十億、地方単独を合わせますと二千五百億、通称二千五百億でございますが、この際の十カ年の見通しは、最終的には四千五百億ということになりまして、それにプラス千億くらいのもので運輸省としては望みたいといふことで、それには調整費がございまして、取りくずしのとぎにはまた改定もあるだろうから、考慮するといふような事務的打ち合わせができておるのでございます。そこで今度改定いたしますときには、ただいま御指摘のありましたような二、三の港でございしますが、非常に急速に伸びまして、予定すれすれにまいったようなのは、大幅に事業拡張したいといふふうな考えまして、新しい五カ年計画の総ワケにおきましても、今後間をもつていたしたい。運輸省当局はそういうふうに進めたいと思つております。いろいろ財政当局とも打ち合わせもあることとございますが、私もはそういう考えで進みたいと思ひます。それから総花的の点につきましては、これはこの計画をつくりまときにもいろいろ論議をされましたが、ただいまとつております方針は、地方港灣といえどもやはり地方の地域格差の是正といふことは非常に大事なことでございます、結論的には全国で取り

扱つております貨物の量は大体地方港灣が約二割くらいでございます。予算の配分の方も大体二割くらいにしまして、これならよろうといふところで各方面の御了解を得ております。

○久保委員 あなたののお話の中で調整費の取りくずしの問題が出ましたが、たしか経済企画庁の手元にある当時の調整費は二千億、そのうちで港灣関係で今日まで幾ら取りくずしましたか。

○比田政府委員 その経済企画庁で準備いたしております総ワケからは、取りくずしております。ただ港灣の計画の中にもいろいろ事務的に予備費的なものがございまして、これはちよつと記憶がはつきりしていませんが、約二百億近くでございます。これをいま取りくずしまして、内部調整をいたしておる。外部的に大きなワケを取りくずしますときには、計画改定に伴うわけでございます。

○久保委員 いまのお話だと、いわゆる調整費は取りくずしておらぬ。予備費的なものは港灣の費用にあるから二百億くらいそれでやっておるのだという、当時の答弁であつたを責めたつておるのだというが、調整費二千億全部使えるわけじゃないか、そうしたら大半使いますというやうな答弁をしておる。全然取りくずす必要はない、そういう調整費でまかなうやうなものはないか、と了解してよろしいのですか。

○比田政府委員 ただいままでは、五カ年のうちの三カ年を経過いたしましたわけで、ただいまの段階におきましては、このワケ外の調整費を要求する段階には至つておりませんで、ようや

くつじつを合わせてまいりました
が、先ほど来先生がおっしゃって
ますように、あと残りの分につきま
しては、その調整は不可能でござい
ますから、別の總額を取りくずして、
調整費のワタを取りくずすとか、何
らかの方法でこの二千五百億計画と
いうのをふくらませたいというふう
に考えております。

○久保委員 さきにこの總額的な予算
の使い方のことを申し上げましたが、
これはいろいろ御異論もあるようで
あります。たとえば新規開発港として
も、これを五カ年計画で一万吨クラ
スというふうな計画もあるかもしれ
ません。しかし私も、予算なり五カ
年計画の中で、はたして五年後にで
きることか、こういうふうな心配が
非常にあります。特に新規開発の
問題です。そうなりますと、すべての
事業が狂ってくと、地元の問題もさ
りながら、中央においても問題があ
ると思うのです。そういう点につい
ては、五カ年なら五カ年の新規開
発で、鹿島なり新潟なりそれぞれあ
りましょう。そういうものについて、ど
ういう考えでいらっしゃいますか。五カ
年後に完全にでき上がるということ
あります。どうなんですか。

○比田政府委員 港の仕事は御承知の
ように非常に長い年月を要するもの
が非常に多いわけですが、中には、
二、三年の間で完結するものも、地
方港ですが、あります。そういうもの
は、五カ年計画のたとえば三年目に頭
を出し、三年間でできるわけ
でござい。ただ、五カ年計画とい
えども、将来長く続くであろうところ
の港湾改修計画の一部を五カ年に区切

られたものでありますから、最後の年
あるいは四年目には新規がないのだと
いうことになり、そこで切れて
しまうわけであり。したがっていま
して、次の五カ年計画というのを事務
的には当然仮定いたしまして、それにつ
ながるべきものが五カ年計画の終わ
りのほうになって入ってまいります。言
い直しますと、第一期五カ年計画で顔
を出して、その五カ年計画の三年目、
四年目等に完成するような年次のもの
もござい。また、非常に大きなもの
のになりますと、これは半分できま
すと半分効用を発揮するというふうな
こともござい。そういうもの
は、資金の額も非常に多いものであ
りますから、一期と二期に両方またが
って五カ年計画ではこのところまで
やる、七分どおりやる、あるいは六五
%やって、船はここに何ばいつける
という計画を詳細に検討いたしまして、
むだにならないように、五カ年計画の
枠内に入れて、次は第二期の五カ年計
画でそれを補足していく、こういう
ようなやり方をしていくところもござ
います。

○久保委員 港は、港の規模なり計画
によって違ふところであり、少
なくとも五カ年計画の中でさしたる
港としての機能が果たせる。あなたの
おっしゃるとおり、将来は十万吨な
り十五万吨なり、そういうものが予
想されるでしょうが、それは引き続き
の計画であります。少なくとも一応の
区切りは、最小限度港としての機能
が果たし得られるというところ
にめどを置かぬとなかなかうまいか
ぬと思ひますが、そういう考えでいま

改定を進めておるわけですか。
○比田政府委員 ただいまおっしゃ
いましてお伺いの方向でわれわれもや
っておるわけでございます。

○久保委員 次に、港湾行政につ
いて、三、四尋ねるわけですが、港湾
行政といえは港湾の建設あるいは改修
というふうなことが重点にならざるを得
なかつた事情はよくわかります。これ
は今日、港の実態一つとりましても、
バースが足りない、防波堤ももう少し
拡張しなければならぬ、そういうのが
先決ということになります。港湾行
政の主たる目的は港湾の構築あるいは
改修ということであり。さてしか
らば、これを裏づけること、港湾財
政といふものはどうなのか。しかもこ
れを管理するところの港湾管理者は、
御案内のとおり地方自治体ということ
になります。こういうものについて
政府自体はいかなる考えを持ってお
るか。

○比田政府委員 港湾を開発いたしま
す順序としては、港湾の改修とか整備
とかあるいは災害を防ぐとかいうこと
が先に立つてござい。すけれども、
私も港湾行政を担当いたしておる者
は、それは単なる施設の整備計画で
あつて、船が入つてまいりまして、そ
こにおいて港湾の荷役が行なわれ、あ
るいはまた、できたものをうまいぐあ
いに管理いたしませんと、総合的な機
能は發揮いたさないわけでございます
から、港湾の管理また運営につきま
しても、非常な熱意を持って私も行政
指導をいたします。また運輸省当局
としていたすべきことは進んでやりた
いという念願で日ごろ仕事をいたして
おります。

○木村委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○木村委員長 速記を始めて。

○久保委員 そこで自治省にお尋ねす
るわけですが、ただいま申し上げまし
た港湾行政の中で、港湾構築も当然重
点としてあるわけですが、その裏づけで
ある港湾の財政ですね、港湾行政の中
における財政というか、そういうもの
についてどう考えているか。御案内の
とおり、膨大な設備投資をする。これ
は地方自治体の財源あるいは起債、そ
ういふものをもつてやってくるわけ
であります。今日におけるところの港
管理者である地方自治体がどういう実
態にあるのか、そういう点について御
検討なさつておるかどうか、いかがで
すか。

○比田政府委員 港と申ししても、
六大港のように非常に大きな港の場合
と、地方港湾のように比較的小さい港
と、二つに分かれますが、六大港の港
湾につきましても、御承知のとおり荷
物が、船込み等もありまして非常に
えておりますので、急速に大きな施設
を拡充しなければならぬという問題に
なります。国はそれに対して、
外国貿易施設に対しては最高十割の補
助ができることになっております。そ
れから岸壁等は七割五分、その他の施
設に対しては五割というふうな比率に
なっております。いづれにいたしまし
ても残ります二割五分なり五割なりと
いうものは、港湾管理者であります
ところの主として市等がこれを負担しな
くてはいかぬわけであり。市の財
政のよろしいところにおきましてはあ
る程度自己財政でまかなうことがで
きますが、それではできないものは、自

治省にお願ひいたしました、起債の割
り当てをもらひまして、それに見合う
だけのものを出しております。したが
いまして、運輸省といたしましては、
全体の計画を立てまして、国の金はこ
れだけ出せる、それから地方の財政は
このくらいは持てるかということ、
計画をつくりましますときにあらかじめ港
湾管理者と相談いたしまして、そのく
らいならば何年間かとかできま
すとか、これではとてもできません
というならばほかの方法を考えよう
というふうなことではないかとおるわけ
であります。

○英木説明員 ただいまの御質問にお
答へ申し上げます。

港湾関係の整備についてはいろいろ
な内容がございまして、地方財政のほ
うでは、一般財源でやりますものと起
債でやりますものと二色ござい。す
起債につきましても、毎年各団体のほ
うからそれぞれ事前の調査をとりま
して、その上で地方債計画、積み
上げ計画を立てる、こういうことをい
たしております。内容といたしまして
は四つくらいに分かれておまして、
一般の運輸省のほうの補助のつきま
すものにつきましても、直轄事業で行
ないますものについて、三十八年度で申
し上げますと、五十一億の起債を有意
いたしております。それから補助事業
の方になりますものについて四十五億
の起債を用意しております。それから
準公営企業として行なわれますもの
について二色ござい。す、埠頭、荷役
機械、こういうものの関係でござい
ますが、これは港湾施設整備事業債とい
うことで、五十八億ばかり用意してお
ります。それからそのほか、最近新

港の築港をやっているわけでありますが、それについては工業用地に使われれます。ますものもございしますので、開発事業債というワクの中に入れてございします。が、この中に百六十二億ばかりの起債をを用意してございします。大体この四種類の地方債を用意したしているわけでもございします。毎年この事業の進捗状況を見ながら順次最近数年充実をはかっている、こういうふうにしたしております。今後やはり整備計画全体の状況を見まして充実をはかっているならなければならぬ、かように考えております。

それから一般財源のほうでいたしますのは、いまの直轄事業の地方負担分なりあるいは補助事業の当該団体負担分については、ただいま申し上げました起債のほか、さらにその償還財源を含まして、その年の税収入入たは交付税で充当するという部分が出てまいります。その部分については、交付税の基準財政需要額にそれを見ていくわけでありますが、従来は港湾の施設の延長等の長さを測定単位といたしまして、減価償却方式でもって需要額を見てきているわけであります。昨年あたりからそれにその年の負担額をある程度考慮している、こういうことで、昨年はさらにその基準財政需要額で普通できます額と実際の負担額との差額の二五％程度を交付税で交付するという方式をとっております。これはさらにそれを三五％までふやまして、その残りに先ほど申し上げました地方債をつける、こういうような方式に変えているわけでございます。そういうことで、順次円滑に港湾整備計画がき得るように考慮してまいりたいと思

というふうに考えております。

○久保委員　そこでお話にもありまいたいわゆる準公営企業というものを一つとつてお尋ねするわけですが、これは上屋、引き船、あるいは荷役機械、こういうものでありますが、これは公営企業だということとわゆる独立採算的なものと考えておると思ふのであります。ついでにはそうであるかどうか。そうだとするならば、現実にこの地方財政法のいわゆる準公営企業である上屋、引き船、荷役機械、こういうものの使用料といわゆる経費というものはバランスがとれているかどうか、これはどうなんです。

方は主としてその収入でもってやっていくというところで、公営企業のように完全な採算というふうにも、分額としては考えておりませんが、一応起債でもってまかないました分について、やはり原則といたしまして、長期間にそれからあがりますところの使用料等でもって採算をとっていく、こういう考え方をいたしておるわけでございます。ただいま御質問のあります、それでは現在の使用料等は採算が

での料金で間に合つておると思います
が、新規の施設ができてまいります
と、どうしても割り高になってまい
りますから、その辺にやはり検討の
余地があるというふうに考えており
ます。

〇久保委員 いまのお話の点はあとで資料をいただきたいと思うのでありますが、お話によれば大体ベイしておる、しかし最近の傾向として新しい投資もあることから、そういう傾向がやや薄らいできておるかもしれない、御答弁はこういう意味ですね。私はそういうふうにとっておらないのでございまして、実はベイしていないのじゃないか。そこでこれは港務局長にお尋ね

りますれば、經常經費は使用料その他でもってまかなえというような意味のことが書いてある。もちろん赤字が出るときには補てんの方法も出ておるわけですが、實際にいま自治省が言うように、そういうのがまかなえているかどうか、あなたのほうのやつとちよつと違いますけれども、大体經常經費がまかなえるような使用料、手数料になつておるのかどうか、これはどうですか。

往にしてある港ではつくったときほどの効果を上げていない。これはいろいろな事情がございいますが、そういうようなことがございまして、非常に期限の短い償還で、それを荷役機械だけで

採算をとりますと採算が成り立たないが、港灣全体として見た場合にはほぼ成り立つというようなものが一番多いわけでございます。ただ、いまでもお話がありましたように、これから大きな仕事をいたしますと、ちよつと地方財政にも考え直さなければいかにぬ点が今後は出るかもしれないませんが、現在では全体を入れますと大体バランスがとれておる、こういう形だと思ひます。

○久保委員 全体をとればバランスがとれているというのは、実際はほんとうであるかどうかということです。

○比田政府委員 バランスという意味は非常にむずかしいのですが、港湾だけで特別会計をつくろうといたしますと、バランスはなかなかとれません。これはなかなかむずかしいわけでありまして、ただ港湾ができましたことによつて、地元は間接的に非常に大きな潤いがあるわけでございます。また別に固定資産税等が船から入りますし、

いろいろなものが入りますので、全体をひっくり返るめて市の財政から見ますとどうやらやっていると、どうやらバランスがとれておるといふことでありまして、正確な意味の、バランスシートをとつた意味のバランスではございません。

○久保委員 もちろん全体になります。が、港灣法二十九条は、經常經費は使料、手数料で大体まかなうのが原則だ、こうおっしゃっておるわけですね。まかになっておるかどうかを聞いて

おる。ただし書きのほうは別として原則論が確立されておるかどうか、こういうことなんです。

○比田政府委員 ただいまの御指摘の条文は、港務局をつくりましたときの条文ということになっておりますが、港務局に関する限りは、そういうた掬算がとれるようなところをねらって港務局はただいま設置されておりますので、おおむねその目的を達しておりますが、港務局をつくらないで、市等で単独管理いたしておりますところは、港湾経費を区分してやっておるといふもござりますが、赤字が出たら一般税政から補てんするような形のが多きいものでありますから、そういう意味ではバランスがとれていないと言えますし、あるいは広く包括しますと何とかやつているのだということも言えるわけであります。

○久保委員 これはいずれ機会を見ても話します。

そこで要望しておきたいのですが、これは自治省も関係がありますが、將來に向かつて、港灣財政というものがあり方、財務運営のあり方、こういうものを確立すべきではないかと思うのです。むやみやたら、めつたやたらと追いつけないからどんどん投資していく。ところが地方財政の実態からいって、はたしてこれがそのままでいいのかどうか。あるいは受益者負担という原則はどこに立てるのか。これを確立しないままに、地財法は地財法、港灣法は港灣法の向き向きでやっていたのでは、残念ながらこれは確立しない。なるほどあなたがおっしゃるように、港務局設定の場所においては云々、そうでないところはいわゆるどんぶり勘

定——と言うと語弊があるかもしれぬけれども、一般財政でやっておるからわからぬ、わからぬまではちよつと問題だと思ふのです。そういう状態でわれわれ自身も研究しなければいかぬと思うのですが、政府自体はどういうふうな観点からこれを御検討なされておるかどうか。御検討なさっておるのですか。

○比田政府委員 六大港につきましては、特に六大港協議会というものをつくらせて、お互いの問題を取り上げまして、だいたい前からの問題をやっております。ただ、ただいままだ回答は完結しておりません。われわれもその席にはたびたび出まして、地方財政についてはいろいろ論議しております。これを取りまとめつつありますから、御要望の線に沿うてわれわれのほうでも大いに検討し、勉強していきたいと思っております。

○久保委員 そこでこれは、これに關係しますが、性質は違ふのであります。これは間違っているかも知れませんが、せんけれども、あるときわれわれが国政調査に出張しまして、ある地点で見えた臨海埋立の事業であります。埋め立てはいろいろにできたが、誘致すべき工場は一つしか来ない、あとはそのままだ、こういう埋め立て事業は、はたして計画の当初から確たる見通しがあつてやつたのかどうか。貴重な費用を使って広大な土地を埋め立てたが、実はどうもいろいろな観点から見ても、あまり財界というか、業界というか、食糧が動かぬというやうなところも、最近の開発ブームに乗ってきた一つの私はあらわれだと思ふのです。そういう点はいまはもう解消しましたか。

たか。
○比田政府委員 だいたい前にはいまいちやりましたやうなことがかなりかなりと言つておかしきです。が、数カ所に見られたように記憶いたしておりますが、ただいまは大体そういう問題は解消したと思つております。

ただ一言申し上げたいのは、未開発地におきまして、開発目当てにいろいろ土地造成をいたしますという希望が地方の港灣管理者なり公共団体から出まして、それが地方の民意であり、世論であるという場合に、いろいろ内容を検討いたしまして、見込みありと認められたものに対しては、われわれはやはり援助の手を差し伸べるべきであると思ひますので、われわれが事務的に判断いたしました。これをやれば見込みがあるというものに対しては、過去におきまして先物の投資をしたものがかなりございまして、そういうものが、たまたま何かの事情で予想したやうに伸びなかつたという事例は、皆無とは申されません。しかし、だんだんとそういう問題は解消いたしてまいりました。それから今後私どもが扱うときには、やはりその点を十分考慮してやりたいというふうな考へております。ただ、開発地帯と、それからすでに開発しているところとは、おのずからそのテンポに差があるというところは事実でございます。

○久保委員 いずれにしても、スポンサーというか、そういうものがある程度コンクリートしないままに、予想屋のごとく、この辺に土地を造成したらば工場も来るだらうなんて、もちろん、そういうだらうくらいでやつたとい

は思ひませんけれども、そういうことをやると、貴重な金がそこに流れてしまつて、死んでしまふ。整備五カ年計画にも狂ひが出てくるのであります。私が言ひたいのは、そういう総花的なことは厳重に規制していけと言ひたいのであります。

そこで、運輸大臣に一言お尋ねしますが、池田総理からたびたび閣議の席や何かで、港灣使用料というか、港灣費の値上げというか、これは諸外国に比べて非常に安いから、ひとつこれは上げろという話がされてゐるやうでありますが、これはいまだどういふ経過になつておりますか。

○綾部國務大臣 総理の指示されたのは、自由化に伴ひまして外資の出入りが非常に激しくなつて、日本の保有外貨が減るというのを憂へられて、何でもいかに得るだけ外資を獲得する手段、そうしてまず港灣関係におきましては、外国に比して港灣使用料あるいはブイの使用料等が安いのではないかというところで、いま検討いたしております。ところが、それを上げることによつて得る利益と、上げないで、現状のままで置いて得る損失とがバランスがとれないのには上げるといふことは、港灣料そのものでは若干の増収がありますが、これが物価に影響し、輸出に影響し、ひいては大きな意味での外貨の獲得に支障を生じやしないかというところにつきまして、ただいま大蔵省、自治省、運輸省の三者、それに企画庁が加わりまして、ただいま計数的に実態を調査しつつあるというものが現状までの経過でございます。

○久保委員 そうするとその作業は、いま大臣からお話があつたやうな手続というか、形をやつてゐる。大体いつのころまでに結論をつけるといふか、その期限はないのですか。

○綾部國務大臣 だんだんと自由化が進むにつれまして、それを速急にやらなければいかぬというので、あまり遠いことではなく、六月一ぱいぐらいには結論が出るんじゃないかと思ひます。しかし、港灣の使用料を上げることによつて、多大の期待はできないということは、事務当局の間では大抵意見が一致しております。しかし、少なくともそれだけでもやればいいやうになるというので、値上げに踏み切るやうになると私は思つております。

○久保委員 たいした効果はないというのがお話にありましたが、どういふことでございましょうか。

○綾部國務大臣 それは、ただいま申しましたやうに、それが直ちに輸出、物価に響いてくるのです。そして、その港灣の使用料を上げるといふと、外国船に限りません。内船にも適用されるからして、したがつて、輸出の大きな価格の上昇を来す。したがつて、輸出が減るといふ結論になる。それで、効果がないうことを申し上げておるのであります。

○久保委員 私は、この点で一つだけ要望しておきたいのですが、貿易の自由化の問題もさながら、先ほど来ちよつと申し上げたやうに、これは港灣財政の観点からやはり掘り下げたいくべきではないかと思ふ。いわゆる自由化に対処する一つの条件として考へることも、当面必要かもしれませんが、しかし、むしろ根本的には、港灣財政の問題からこれは掘り下げたいやうなべきだと私は思ふ。そうでない

と、どうも理屈が合わなかつたり、あるいは対外的にも問題が出ると私は思ふ。そういう観点からひとつ検討してもらいたい。

そこで、提案されてゐる港灣整備促進法の条項であります。貯木場に対して、いわゆる起債のワケは、今年度ほどの程度予想しておられるか。それによつて、五カ年計画の中で貯木場については、どの程度までやしていくのか、その点簡単にけつこうですから……

○比田政府委員 港灣整備促進法によります分は、今後一応三年間——ただいま残つております五カ年計画の中、このしから始めて三年分、一応二十億というこにたたいまはきめております。しかし、先ほどお話をいたしましたやうに、港灣の整備五カ年計画が改定になると、この方も当然改定増になると思ふのであります。その整備促進法による二十億のうち、本年度は五億であります。これは起債による分のみでございます。外開の方は、公共事業の方でございますから公共事業でやり、貯木設備も、これに伴つて公共事業として本年度の予算は考慮してあります。

○久保委員 そこで、将来のめどがあるでしょう。整備五カ年計画なら五カ年計画でどの程度までふやさなければいかぬ、そういうのはどうですか。

○比田政府委員 金額の点では、ただいま検討中でございますけれども、大體港の公共事業的なものは非常に多いわけでございますから、公共事業的なものは五カ年計画の改定のときに大いに伸ばしたい。この法律改正によりまして二十億円に對しましてはただいま検

討中でございますけれども、正確な数字は、ここではまだ申し上げる段階に至っておりません、起債の分につきましては。

○木村委員長 肥田次郎君。

○肥田委員 私はいま久保委員の方から質問がありました貯木場の本年度の計画の次に、さらに、具体的な問題について、一つ二つお聞きしたいと思っております。

それは、先般も港湾の視察にまいりまして、至るところに、いわゆる水路に木材が係留してあるという実情を見まして、したがって、そういうふうな状態を解決するためには、一体今後どれくらいの日時を要するのか、いわゆるああいふ状態は、提案の理由にもあるように、そういう状態をなくするというのが大きな目的であるように思いますが、これらは一体どれくらいが目標のうちに解消されるのであるか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○比田政府委員 木材の大きな港の代表の例としては東京でございますけれども、これは先般御視察をいただいたわけですが、東京の例でございますと、大体昭和四十年から四十一年くらいにかけまして、一応の目標がつくという段階になります。したがって、これにつきましては、ただいまの計画の中に取り入れて処理いたしております。なおさらに外の方の、先般御視察いただきました大々的に八百万石の増備をするというふうなものにつきましては、昭和四十五年くらいの目標に一応なっております。と申しますのは、あれは沖合いの防波堤ができませんと、大きな船がまいります、そし

て材木を海面に投下することができませんので、いままでの水城施設を利用いたしますと、さしあたり中の方を整備していくというのがたがいま申し上げた内容でございます。

○肥田委員 もう一つお聞きしたいのは、港湾局が指導してやるところの、いわゆる将来の貯木場の構造に対してお聞きしたい点が一つあります。例の伊勢湾台風のとぎずいぶん被害をこうむったところのああいふ貯木場は、今後十分注意を払われることと思うのでありますけれども、しかし港湾の中に占めるところの貯木場の位置、これは構造内容よりもっと重大な問題であらうと思うのであります。したがって、貯木場というもののいままでの概念で港湾の中にそのまま居すわつておるようなかっこうのいわゆる係留的な貯木場という形のものにとどまるのか、あるいはもっと本格的ないわゆる貯木場というものが特殊な地域に建造されるというふうな考え方があるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○比田政府委員 まことにおっしゃるとおりでございます。でき得べくんば貯木場のごときは港の外という支障のないような横とか沖合いとかに持つていきたいのでございます。そういたしますと、先ほどお話ししました肝心の一万トン級の船舶が、外材を持つてくる船が安全に停泊できない地形のものもございまして、そういうところにつきましては、やむなく安全な地形のところを持つていきますと、従来ありました設備と若干の競合があるところもございまして、原則的にはできる

だけ切り離したい。それは港のほうから切り離したいし、できれば人口の稠密した市街地の背後にあるところから切り離したい、やむなく切り離せない場合には、その地域に起こりまして過去の一番高い台風のとぎの高潮以上には土手の土手を上げるとか、あるいは土手はそのままでも水面のほうには、先般東京でござらんになったようにコンクリートの大きな電信柱みたいなものが一ぱい水面に立つておりますが、それをさくにしてしまして逸流しないようにということとで安全性を第一にしたいと考えております。

○肥田委員 そこで、今度はひとつ具体的な問題でお聞きしておきたいのであります。実は大阪府の岸和田市の磯ノ上というところがございます。この地域から泉北郡の忠岡町、これは隣接の町なんです、この地域に対して大阪府で木材コンビナートを建設するという計画があります。これに対する所要経費はたしか七十数億だったと思うのであります。この木材コンビナートと貯木場との関係はどういうふうになるんですか。港湾局のほうでキャッチされている状態についてお知らせをお願いしたいと思います。

○比田政府委員 ただいまの岸和田港の木材につきましては、大阪はすでに一ぱいになっておまして、大阪では先生がさつき御指摘になりましたような見地からして貯木場をつくるのがございせん。したがって、やむを得ず岸和田地区に移したいという計画が地元の大阪府にございまして、私どものほうにもその計画を説明されております。その内容によりまして、約八十億ぐらい全体を完成するにはか

かりますが、さしあたり四十年くらいまでには最小限度のものをやってもらいたいということになっております。府のほうの案でございまして、私のほうはただいま聞きおくという程度に受けております。が、八十億の中で公共事業としては二十五億ぐらいの予算をつけてもらいたいものだ、それから単独事業では自分のほうだけの金でやる仕事は五十五億ぐらいはいたしますからという申し出があります。ただしその五十五億の中では四十五億ぐらいは起債をいただきたいという申し出がございまして、ただいま五カ年計画等とあわせて検討いたしておりますが、はつてはおけませんので、三十八年から四十年までの間には一番大事な外の防波堤がございまして、その防波堤を五億円で仕事をいたすことにいたしま私のはうでは決定いたしております。さしあたり三十八年度には一億円の予算を配賦いたしまして、本年から着手いたします。これに伴いまして五億円の公共事業に伴いますものとして五億の土地造成をやりたい、これは製材用地でございまして、そういう申し出がございまして、このほうはまだ本年度のワケが確定いたしておりませんので、自治省とよりよい検討中でございまして、三十八年度は十数億はしという申し出がございまして、これは起債のほうでございまして、公共事業のほうはすでに確定して、早くやりまさんと間に合いませんから、先行的に、起債が大体きまるものと見通しをつけまして、予算的には着手いたしております。

○肥田委員 いわゆるコンビナート計画の内容、これについてあなたのほうに詳細なものが来ておりますか。

○比田政府委員 現地から担当の者が参りまして、私どもの担当のほうに地図を付しまして、こういう広さにこういう形の土地をつくつて、これを製材工場あるいは陸上の貯木整理場にしたい、あるいはこれは水面にして水面の貯木場にしたいというふうな青写真はできております。ただし私のほうでは最終的に全体をオーケーしたわけではございません。先ほど申しましたさしあの分だけは承諾しております。それから構想につきましてはおおむね妥当であらうというところであります。

○肥田委員 実はこうした内容についてはまだ港湾局のほうには伝わっておりません。例の大阪に現在あるのは、大体南港の近くにいわゆる係留場のようなものがあります。これを移転させるのが目的で岸和田港に貯木場を兼ねた木材コンビナートをつくる、こういう府の計画だというふうな伝えられております。したがって、いま一番問題になっておるのは、どういふ構造の貯木場兼コンビナートというものが岸和田港につくられるのか、こういうことが問題になっておるのであります。当然一般の世論の中からは生まれてくるのは、大阪府が計画しておる木材コンビナートというのは、おそろしく緊急に避難を目的としたところのもの、たまたび御承知のように高潮、台風がまいりますから、そういうことを目的にして岸和田港に大阪の南港の貯木場を移転させるという、これだけが当面の目的ではないだろうか、もしそういうことになってくると、また伊勢湾の二の舞いが起こるのではないかと、地域的にはすでに反

対運動が起つておるような実情で
す。したがって、この計画のよしあし
はさておきまして、これが審議される
過程においては、先ほど私が申し上げ
たような貯木場いわゆるコンピナート
の構造それから地域の条件という
ものは概略私にはわかっておりますけ
れども、ただ防波堤をつくつてその中
に係留するといふようなものではなし
に、おそらくあの地域を埋め立てして
その上にコンピナートの構造というも
のができるのではないかと考えますけ
れども、住民が一番心配しておるよう
な台風の際に、それによって伊勢湾台
風と同じような被害を受ける、こうい
うことのないような指導というものを
十分ひとつ心得ておいていただきたい
と思います。したがって、われわれ
のほうでも、こうした設計が遂次進行
するにあたりましては、その模様をよ
くキャッチして、あなたのほうにもい
ろいろお願いしたいことがありますけ
れども、前もってそれだけのことをお
願ひしておきたいと思ひます。

○比田政府委員 簡単に御答弁申し上
げます。ただいま御指摘になりました
ようなことは非常に重大な問題であり
まして、伊勢湾等におきましてあとい
う惨事を起こしたのでありますから、
今後つくり出す新しい貯木場では重ね
てそういうことのないように、東京で
も御視察願ひましたように、十分まわ
りはがんにようにいたしまして、万が
一にも流れないようなものをつくりま
すし、また先ほどの五十五億の土地そ
の他の施設をしたいというの、起債
のほうの方は非常に急ぐからこれはさ
しあたりの分でごえようというふう
に取り入れておりますから、やっかい者

の貯木場が来たというふうなことで
なくて、そこに製材あるいは加工、合
板等の各種の木材工業で地元で繁栄す
るような方向にこの計画はなつており
ます。また大阪の貯木場の水面は、当
分はあれを全廃するわけにはいかない
と思ひますので、あれはあれでしばらく
置いておきまして、こちらと両方ど
もともやめていくことになりま
す。地元利益にはなつても御迷惑が
かからないような計画だと私は考へて
おります。なお慎重を期したいと思ひ
ます。

○関谷委員 関連して簡単に御尋ね申
し上げますが、貯木場につきましては
泊地とか整理場というふうなものは、
これは公共事業としてやられるわけ
であります。あの貯木場になります部
面についての防波堤、それから水面貯
木場あるいは陸上貯木場、これはとも
に起債の対象になりますか。

○比田政府委員 お話のように、外の
ほうの、外側の防波堤とか、外から
船が来まして木材を投下するための泊
地でございますね。そういう水面のしゅ
んせつ等につきましては、普通の公
共事業と何ら変わりなくやります。こ
れは外側のほうでございます。そこで
今度は内側のほうになりますと、防波
堤をつくりまして貯木場にならない
ので、やはりもう一べん内囲いをつ
くります。そこに土地と両方つく
るわけでありまして、その土地をつくるほう
は、従来の整備促進法の土地造成とい
うワケを適用すればできます。その中
のほうの内囲いでございますね、ある
いは仕切りでございますね、それから
中の水面を掘るといふような金につ
ましては、従来そういう項目は加わ

ておりませんので、これができま
す。全部それまで起債でできる、こ
ういう形になるわけでございます。

○関谷委員 そういたしますと、外の
かりに——これは具体的に申しますと
松山の場合ですが、防波堤を一本つ
くつて、その中の一、防波堤の中央
部から陸地に向かってT字型に防波堤
があつて、その左側が整理場、その右
側が貯木場になっておりますが、右の
外側の防波堤は単独事業でやらない
ければならぬのではないと思ひま
す。これは公共事業でやってくれるの
ではなくて単独事業でやるわけだ
す。そしてその中の防波堤の中央部と
陸地とを接続するT字型の防波堤は、
整理場と貯木場とを隔絶する形になる
のですが、そのT字型の防波堤の負担
は、公共事業としての区分に含まれ
ますか、あるいは市の単独事業の区分
に入りますか。

○比田政府委員 ただいまちよつと資
料がないので具体的なことがわかりま
せんが、陸地に囲まれた中の水面の仕
切りですと起債のほうになると思ひま
すが、それが外の水に面したほうです
と、これは公社事業に取り上げるので
あります。具体的に各港のおの
特色もございまして、地形も異なりま
すから、ケース・バイ・ケースで判断
していただいておりますが、画一したか
うでないものですから……。

○関谷委員 簡単に申しますと、これ
が外の防波堤なんですか。そしてこれ
が陸地になりますと、これを防波堤から
陸地へ取りつける。これを隔絶するわ
けですが、こちらが整理場になりま
す。そうすると、この防波堤というも
のは公共事業、それからこちらは、こ

れが貯木場になりますし、水面貯木場
になるので、これは単独事業というこ
とになってくる。そうすると、これは
どちらの負担になってくるか、こうい
うことなんです。

○比田政府委員 さらに御検討いた
したいと思ひますが、ただいまここで
判断がされるところによりまして、ど
うやら貯木場のほうになるのではな
いかと判断いたしますが、これはあら
ためてよく調査いたしまして御回答申
し上げたいと思ひます。

○関谷委員 それからもう一つお尋ね
しておきたいのは、陸上貯木場の面
も、これもやはり起債の対象になりま
すね。

○比田政府委員 陸上にあります土地
につきましては、起債の対象になり得
るわけでございます。

○関谷委員 それからもう一つ、これ
が一番問題だろつと思ひますが、この
水面貯木場、もう一つ陸上貯木場がで
きて、次に団地ができます。松山の場
合は一区画が一千五百坪ずつのもので
七つか八つでありましたか、そういう
ようなものができることになっており
ますが、そういう団地の敷地を買収す
ることを、一応市の方で買収をして
そしてそれを業界の方で年賦なり何
なりで払つていく、こういうことにな
ります。公共団体がこれを一応買収しな
ければならぬが、その買収費とい
うものは起債の対象になりますか、な
りませんか。

○比田政府委員 これは自治省とも御
協議申し上げなければならぬことと思
ひますが、工業用地という形になりま
すれば一応起債の対象の範疇に入るわ
けでございますが、ただいま御説明が

ありましたような、あとに少し尾ひれ
がつきますと、その運用いかんによ
つては問題が出るかとありますけれど
も、ただ表面的に、公共団体が買収し
てこれを自分の間公共的に使用させ
たりあるいは組合等に使用させたり
することになれば、これは工業用地の土
地造成として起債ができるわけであ
ります。そうであるかと、いろいろ
交付公債にしようとかあるいはどう
あり得ると思ひます。それは後の運用
の問題がどの程度の形で説明の中
に入ってくるかという問題になると思
ひます。表面的には、私はこれは公共団
体の起債といふことは受けられるも
のだと思ひます。

専管でございませんで、自治省のほうの御意見も伺った上で取りきめたいと思ひますが、私はそういう観念でございませう。

○國谷委員 これは松山市といたしましては非常に大きな問題でありまして、この間から、どういふふうな解釈になるのかというのを私のところへ尋ねてきておりますので、いま港灣整備促進法の融資の対象に貯木場が入るということになってこれから論議するのだから、その際に詳しく具体的に質問をして皆さんの納得のいくような御回答をするからいましばらく保留してもらいたいということをやっておりますので、この点みな非常に關心を持っておられますので、詳細に自治省と打ち合わせをしていただいて、その結果をまた御連絡いただきたいと思ひます。

○木村委員 田中蔵之進君。
○田中（蔵）委員 だんだん各委員から御質問がありましたので大体明らかにいたしました。さらに若干伺いたいと思ひます。

貯木場の建設、改良、整備のための資金の調達ですが、整備法の一部改正があるのですが、大体去年第一次の五カ年計画のうちで先ほどお述べになりました三年間の資金の総量というものは二十億だ、こういうふうな理解していいのでしょうか。これは全体、たとえば起債関係のもの、どこを今後三年間に大体計画の中に入れていくというふうな計画に基づいて、当面第一年度は、先ほど言った二十億のうち五億ということに落ちついたのかどうか、その点もう少し明確にお願いしたいと思ひます。

○比田政府委員 前段に、この二十億

で向こう三年間よろしいのかという問題につきましては、ただいま持ち合わせております公共事業の五カ年計画にマッチしたものとしましては、この二十億でございませう。きょうも先ほど御説明いたしましたように、公共事業関係の港灣整備五カ年計画というものが近く改定になる予定でございませうから、そういったときには当然に申し上げました貯木場関係の二十億というワケも改定いたしましたして、増加するわけでございませう。

次に二段目の問題は、ことしの五億というの、いろいろ各港別の配賦計画があつて、それに基づいたのかどうかということもございませうが、これは全体で二十億に対しては二十七カ所の貯木場を考へまして、そのうちことは十港分といたしましてこの起債の五億というのを割り当てたわけでございませう。その中には一年でできるものもございませうし、来年までかかって二年がかりのものもございませう。したがって、各港の詳細な計画を積み上げて、ただいまのところさしあたりこういう計画でスタートしようということもございませう。今後は検討の上改むべきものは改め、つけ加えるべきものはつけ加えたい、かように存じております。

○田中（蔵）委員 そうすると五カ年計画の総資金量二千五百億のうち二十億、しかもそのうちの五億、第二年度はそういうことになるわけですか。

○比田政府委員 私の説明がはなはだまずかつたと思ひますが、港を整備いたします方法に二つございませう。一つは公共事業でやりますところの港灣整備五カ年計画というものがございませう。

す。これは主として公共事業でございませう。これがただいまは二千三百三十億、これに単独を入れますと約二千五百億というものが五カ年計画でございませう。そのほか港灣を整備促進するたに必要ない起債であるというので、港灣整備促進法というややこしい名前前でございませうが法律がございまして、これは基本施設ができたときのそのアクセサリーと申しますか、付帯します起債事業のほうの法律でございませう。このほうのワケが二十億と申し上げたわけでございませう。ですから二千五百億のほうの公共事業の計画が変わりますれば、当然貯木場の計画も変わつてまいりませう。

○田中（蔵）委員 そうしますと、先ほど自治省から久保委員にお答えになりました約三百二十億ばかりの起債の計画というものは、いま港灣局長がお答えになったのとどういふ関係になりますか。

○英木説明員 先ほど申し上げましたのは、ただいまの広い意味の港灣全体の整備について四種類に分けて申し上げたわけでございませう。ただいま御議論になつております貯木場関係でございませうが、これは本来でございませうと、先ほど申し上げました準公営企業、いわゆる埠頭、荷役施設等というふうに入りますけれども、五十八億の中に入るべきグループであります。ただ、いままで港灣整備促進法との関係がございまして、その中に貯木場というものが入つていなかったために、このグループに入れないというところについて大蔵省との話がつかない。そこで、従来はもう一つ公営企業のワケの中にその他企業という起債のワケが別

にございませう。それを従来も個々の一、二貯木場につけたことがございませう。その他企業で扱つておつたものではどうもおかしいのじやなからうか、やはり港灣施設として一体的に考えていくべきじやなからうかということ、実は私のほうから運輸省に申し上げておつたわけでございませう。そこで、今回の改正ができますと、いまの準公営企業の港灣施設整備のほうの起債のワケの中に正式にとれる、こういうことになってくるわけでございませう。

○田中（蔵）委員 私はことしの二月の予算分科会で御質問申し上げました、和歌山下津港の南港が、この法律の改正に伴つて、貯木場としてかなり大がかりな計画を持つておるわけでありませう。それからすでにこの法律に基づいて起債が認められる関係の消化のための関係業者の申し込みも、先ほど松山港の問題について関谷さんが指摘されましたと同じような、これは大体十七億ばかりですが、防波堤などの関係を含んでおりませうけれども、そういう関係ですと一〇〇%以上の申し込みを受け付けておる関係がございませう。それは三十八年度から次の年にまたがる関係のものになるのでしょうか、いかがでございませうか。

○比田政府委員 和歌山の問題の重要性は私も非常に大だと思つておりますので、外をやるほうも特に重点的に公共事業で予算の配慮をいたしてございませうし、起債の使用等につきましては、純粋な貯木場としては本年度一億一千万円ばかりを配賦したいというふうにいまだ自治省のほうと交渉いたしてゐるわけでありませう。今年度はまだ確定いたしておりませう。

それから将来につきまして、先ほど来お話がございませうに、そのまわりに製材用地が要りますから、そういうな土地造成につきましても、果から御希望がありましたものは大体趣旨に沿うようなものを計画いたしてございませう。

○田中（蔵）委員 その場合に、先ほど関谷さんから質問されてお答えになりましたので、和歌山の場合も同様だと思ひますが、外の面の防波堤の関係も当然この計画の中に含まれておると了解してよろしいのでしょうか。

○比田政府委員 外のほうの長大な防波堤は公共事業として処理いたしたいと思ひます。

○田中（蔵）委員 それから念のために伺つておるのでありますが、当然集材、製材、加工と系統的にいく。先ほど肥田委員が述べられたような、大がかりなものではありませんが、加工関係になりますと、零細な中小企業も包括される計画になつておるわけでありませうが、そういう関係の用地の埋め立て、造成、そういうような関係も当然この関係で起債の対象となり、また計画の中に含まれる、このように了解してよろしいのでしょうか。

○比田政府委員 ただいまおつしやつたとおりでございませう。ただ起債のワケをこまかくいへば、製材の用地等は土地造成というわけでございまして、中の方の貯木場の敷地その他は貯木場という細目の区分はございませうけれども、いずれにいたしましても、最近貯木場だけつづつて製材あるいは加工の工場の敷地がないものは使ひものになりませうから、相当広大な土地造成

を含めたものは全部起債に入っているとお考えになっていただけてけっこうでございます。

○田中(總)委員 もう一点伺います。先ほど久保委員が最初に伺いました港灣整備五カ年計画が、港灣の事業量の増大に伴って、私ども別にいたいた資料によりますと、既定の五カ年計画を一部繰り上げて実施する、こういう形になっておるのですが、先ほど局長がお答えになった改定五カ年計画が近くできるというのは、大体まあ五カ年計画は本年が三年目でありましてけれども、四年目で引き続き第二次五カ年計画、こういうような形に持つていかれようというお考えでありますように、それから、その関係からいいまする財政需要額の面も勢いよくふくらんでくるのではないかと、思ふのであります。そういうような点についての見通しは、一応つけられておるのかどうか、この点をお伺いいたします。

○比田政府委員 改定の港灣整備五カ年計画は三十九年度から五カ年間四十三年度までいたしたいと思ひまして、事務的にたまたま検討いたしております。道路もたまたまそういうふうに改定されると思ひますが、同じような方式にいたしたいと思ひます。

それから財政問題につきまして、国の財政はもちろんのことであります。港灣は地方の分担金がございますから、港灣管理者の分担し得る範囲というものもこれから各管理者に当たりまして、おまえのところは幾らくらい持てるんだということまで確認いたしまして、計画を固めたいと思ひます。そういったしめんと、国がやれやれと、いつて押しつけたけれども、地元のは

うは金がなくてできないということでは困りますから、地方の財政も勘案いたしまして、現地の状況それからひいては国の事務当局同士、横の連絡をとりますので、たまたま事を運んでいける中でござります。

○田中(總)委員 それは大体いつごろという時間的なめどはまだについておりませんか。

○比田政府委員 三十九年度予算を要求いたしますときには改定五カ年計画をつけて出さないと要求の趣旨が通りませんので、その時期までには完了いたしたい。と申しますとこの夏には事務的には細目を積み上げて、九月早々に運輸省のほうから大蔵省に予算要求という形になって出ていくという順序であります。

○田中(總)委員 この問題は非常に重要なものでありながら第一次五カ年計画もすでに計画年度に入つてからその全容がわれわれに報告されたようなこととございまして、特に一番重要な部分がかなりおくれに考へますので、計画はでき次第やはりこの委員会にもできるだけ早く報告をしていただきた

うと、田中委員と肥田委員と私、この三人だけの分でもひよっとすると二十億くらいは要するのではなからうかというふうな気がするのであります。このワケではいろいろな資金需要ワケはとらうていまいかなうことはできないのでありますので、この点は大幅にふやしていただくなければなりません。この席ですぐ御答弁を願うのも無理であります。したが、これは十倍、二十倍にしたい。ただかなければ間に合いませんので、その点よくひとつ御検討の上、あらためてまた出ていただきますから、これだけにふやしてやうたぞという御答弁のできるようにして出てきていただきたいと思ひます。

○本村委員長 まず、本修正案について提出者より趣旨説明を求めます。細田吉藏君。

○細田委員 私は自由民主党並びに社会党並びに民主社会党を代表いたします。ただいま議題となつております港灣整備促進法の一部を改正する法律案に対して修正の動議を提出いたします。

修正の案文はお手元に配付いたしてございまして朗読を省略いたします。が、附則中「昭和三十八年四月一日」とあるを「公布の日」に改める趣旨でございまして、

次に、修正の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

原案によりますと、この法律は三十八年四月一日から施行することに規定されておりますが、四月一日はすでに経過いたしておりますので、これを公布の日から施行するように改めまして、法律の施行に遺憾なきを期せうとするものでございまして、

委員各位の御賛成をお願いいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○本村委員長 起立総員。よつて本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○本村委員長 起立総員。よつて修正部分を除く原案は可決いたしました。

したがつて港灣整備促進法の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

なおただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきまじますが、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○本村委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次会は公報をもつてお知らせいたしますこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

○本村委員長 これより本案並びに細田吉藏君外二名提出の修正案を一括して討論に入りたいと存じますが、別に討論の申し出もありませんので、これより直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○本村委員長 御異議なしと認め、これより港灣整備促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、細田吉藏君外二名提出の修正案について採決いたします。

〔参照〕

港城法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)に関する報告書

港灣整備促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十八年六月四日印刷

昭和三十八年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局